

## ファクトシート

制度の詳細については原典等で御確認ください。  
化学物質国際対応ネットワーク及び環境省は、利用者が本仮訳に掲載されている情報を用いて行う一切の行為について、何らの責任を負うものではありません。

ECHA-14-FS-02-EN

# ECHA 文書の利用 – 2013 年の主要な数字

欧州化学物質庁 (ECHA) は一般の人々が ECHA の文書を最大限利用できるよう尽力しています。本ファクトシートでは 2013 年における文書利用に関する主要なデータを見ていきます。

文書利用は、ECHA ウェブサイト上で化学物質に関して率先して情報提供を行うことにおいて、ECHA の透明性原則と切っても切れない関係にあります。この意味では、2013 年に ECHA に提出された文書利用申請数が比較的少数であることは、ECHA が REACH 規則の目的の一つである化学物質に関する情報提供をうまく達成できているという強力な証拠になります。

ECHA は積極的にこの透明性を維持し続ける一方で、データ所有者（主に産業界）の個人情報や商業的利益の保護も徹底しなければなりません。情報を開示する前に、ECHA は個人や個別の企業の情報保護と ECHA の透明性原則との間のバランスをとるよう努めなければなりません。

2013 年に、ECHA は設定された期限までに提出された全ての申請に対して回答しました。これは最も複雑ないくつかの事例に対して、回答の締切延長という ECHA の提案を申請者が承諾したことにより可能となりました。

### 2013 年

受領された申請の数	59
請求された文書の数*	208

\*請求書に示された文書の数

### 2013 年に受領された申請

一年を通して、ECHA は総計 208 通に達する文書のうち 59 件の第 1 次申請要求を受領しました。これに加えて、ECHA は 3 件の確認申請も受領しました。文書の利用に関する ECHA の決定に対して、オンブズマンや欧州司法裁判所への不服申立は提出されませんでした。

申請の大多数は、登録（議論となっている文書に関するデータ共有、化学物質安全性レポート等）、評価（コンプライアンス違反通知、試験法の提案に対するコメント等）そして認可といった主な REACH 規則の手続に関する文書の利用請求でした。また、ECHA は殺生物製品規則に関する申請を初めて受領しました。

申請者については、16 件の請求が NGO から提出された一方で、法律事務所、産業界及び個人からそれぞれ 12 件の申請が提出されました。4 件の申請は学術関係者から、残りの 3 件はメディアから提出されました。

## 意思決定

2013年に、ECHAは353通の文書に達する54件の第1次申請に回答しました。この数字には2012年に受領され2013年に回答された3件の第1次申請が含まれ、2013年に受領され保留となっている7件の申請は除外されています。この7件については2014年に検討されます。

ECHAは予め定められた締切までに提出された第1次申請全てに回答しました。第1次締切では、15営業日以内に回答を送付する必要があります。延長された締切に間に合うように提出された申請には30営業日以内に回答が送付されます。通常、ECHAは保留中の第三者機関の意見がある場合や大量の文書が要求される場合に締切を延長します。最終的な数字は、ECHAがこれらの要求について30営業日の締切を超える延長を決定したことを示しています。

要求された353通の文書のうち、126件は完全に開示され、148通は部分的に開示され、79通は開示が拒否されました。

2013年では、文書の一部のみの開示または開示拒否とされた場合に最も多く適用された理由は、商業的利益や知的財産を守ること、及びプライバシーの保護や個人の保護でした。

## 重要なリンク

### ECHA ウェブサイトのウェブフォーム

>> <http://echa.europa.eu/access-to-documents-web-form>

### 化学物質に関する情報

>> <http://echa.europa.eu/information-on-chemicals>

## 詳細情報

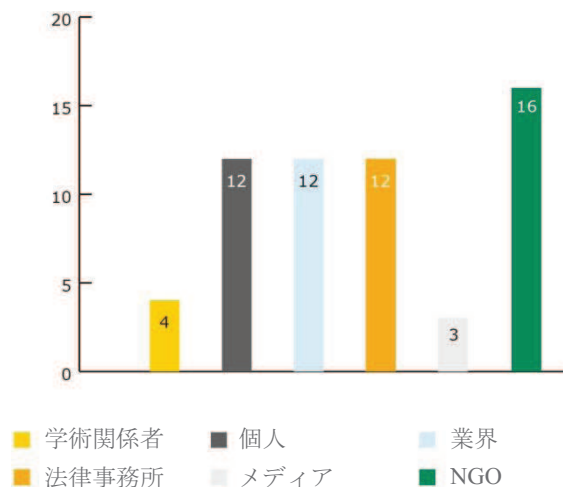
### 文書利用規則

>> <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2001:145:0043:0048:EN:PDF>

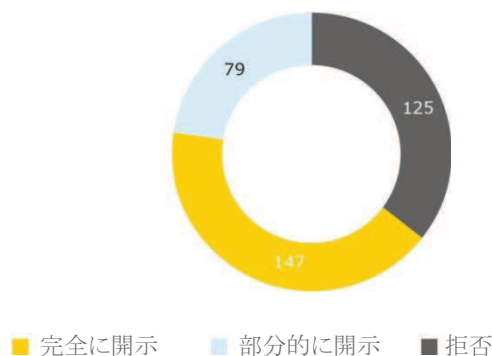
### ECHAにおける文書利用規則の履行に関する決定

>> [http://echa.europa.eu/documents/10162/13604/mb\\_12\\_2008\\_final\\_implementing\\_rules\\_access\\_to\\_documents\\_en.pdf](http://echa.europa.eu/documents/10162/13604/mb_12_2008_final_implementing_rules_access_to_documents_en.pdf)

## 2013年における申請者のグラフ



## 文書ごとの申請の結果



## ページごとの申請の結果

完全に開示	2487
部分的に開示	1941
拒否	1061

## 提出された回答のタイミング

第1次締切までに回答された申請	47
延長された締切までに回答された申請	3
協議の結果さらに延長された締切までに回答された申請	4

仮訳に関しては、化学物質国際対応ネットワーク事務局までお問い合わせください。  
化学物質国際対応ネットワーク事務局  
email: [chemical-net@oecc.or.jp](mailto:chemical-net@oecc.or.jp)  
<http://www.chemical-net.info/>